



参考資料

- ・ 社会教育委員会委員名簿 P 3 3
- ・ 社会教育委員会における検討の経緯 P 3 4
- ・ 第二次計画の概要図 P 3 5
- ・ 第二次計画の概要版 P 3 6 ~ P 3 8
- ・ 子どもの読書活動推進に関する法律 P 3 9 ~ P 4 0
- ・ 文字・活字文化振興法 P 4 1 ~ P 4 3

高知県社会教育委員会委員名簿

区分	氏名	所属等
学校教育	柿原 映子	学校法人桜井幼稚園長
	岡 敦子	高知市立旭東小学校教頭 高知県学校図書館協議会長
	戸田 浩	高知県立佐川高等学校長
	佐藤 章	高知県立高知江の口養護学校長
社会教育	寺尾 敦子	高知県連合婦人会長
	奥川 安代	前高知県青年団協議会長
	伊藤 博史	高知県社会教育委員連絡協議会長
	元吉 喜志男	高知県立文学館長
	吉本 寛子	土佐市立市民図書館長
家庭教育	貞岡 美樹	保護者代表者 元RKCアナウンサー
	藤本 浩之	前高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会長
	山中 節子	家庭教育サポーター のいち子ども図書館クラブ代表
学識経験者	内田 純一	高知大学教育学部副学部長
	川田 米實	土佐町教育長
	立田 慶裕	国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部総括研究官
	安藤 厚子	全国学校図書館協議会学校図書館活動推進委員
	内川 雅彦	高知新聞社編集局学芸部長

社会教育委員会における検討の経緯

回	開催日	内容
第1回	平成22年9月16日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 「生涯にわたる読書活動を県民ぐるみで推進するための具体的方策について」 ・協議 ◆高知県子ども読書活動推進計画（第二次）策定について ①高知県の子どもの読書活動の状況・国の動向説明 ②子ども読書活動の基本的な考え方 ③家庭における読書活動推進のための具体的な取組
第2回	平成23年1月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県子ども読書活動推進計画（第二次）について ①子ども読書活動の基本的な考え方 ②家庭・地域・学校における読書活動推進の取組の方向性について ◆県民世論調査について ◆「成人の読書活動の課題」について
第3回	平成23年2月23日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ◆高知県子ども読書活動推進計画（第二次）について ①第一次計画の成果と課題 ◆市町村における読書活動推進の具体的方策について ①地域ぐるみで読書活動を推進している事例報告
第4回	平成23年6月23日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ◆第二次高知県子ども読書活動推進計画について ①第一次計画の成果と課題 ②第二次計画の基本的な考え方 ③第二次計画の具体的方策
第5回	平成23年7月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ◆第二次高知県子ども読書活動推進計画について ◆広報・啓発活動について ◆官民協働の取組について

第二次高知県子ども読書活動推進計画(概要図)

現状と課題

1. 学校外での自発的な読書が進んでいないこと
2. 県内の子どもの読書環境が脆弱であること
3. 市町村子ども読書活動推進計画の策定が進んでいないこと

- 【H22 学校外での読書時間 1日10分未満：小学4割・中学5割】
- 【学校図書館図書標準を達成している学校が全国平均に満たない】
- 【公立図書館の資料購入費や蔵書冊数が全国最低クラス、司書も少ない】
- 【公立図書館未設置 13 町村等、県内の読書環境に地域間格差】
- 【大人の約半数が月に1冊も本を読まない等、読書意識が低い】
- 【H22 未策定市町村：23 市町村（策定率：32.4%）】

見直しのポイント

- 家庭、地域、学校の役割の明確化
- 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境整備のための県の取組の明確化
- 具体的な達成目標を掲げ、PDCA サイクルに基づき進捗状況を管理する仕組みづくり

基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育んでいきます。そのため、次のことを目標として取り組みます。

- 子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない
- あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

基本方針

- ### I 子どもを自主的な読書活動へいざなうために
1. 家庭における子どもの読書活動の推進
 2. 地域における子どもの読書活動の推進
 3. 学校等における子どもの読書活動の推進

- ### II 子どもの読書活動を支える環境を整備するために
1. 公立図書館等の機能充実
 2. 学校図書館等の機能充実
 3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

- ### III 子どもの読書活動を総合的に推進するために
1. 推進体制の確立
 2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供
 3. 評価
 4. 財政上の措置

具体的な取組

・「早ね早おき朝ごはん」運動の柱に読書活動の位置付け

・乳幼児健診時における本と出会う場づくり

・定期的なおはなし会や読書イベントの実施

・学校図書館の組織的・計画的な活用の推進（小・中）

・学校図書館活動推進校における研究開発（小・中）

【学校図書館活用授業の計画的実施 小 H22 54.9%→H28 70%】

【中 H22 7.0%→H28 70%】

【小 H22 60.3%→H28 70%】

【中 H22 49.3%→H28 70%】

【学校外読書 10分以上】

【キャリア教育等に位置付けた読書活動の推進（高）】

【週1回以上図書館利用 高 H22 17.5%→H28 50%】

・市町村立図書館の専門職員、子どもの読書活動支援員配置の促進

・ブロック毎への市町村支援担当職員の配置

・県立図書館の物流システム拡充【H23 週2→H28 閉館日毎日】

・県立図書館による新刊児童図書等の全点購入

・児童サービス研修会等の実施、読書ボランティアの養成

・学校図書館図書標準達成校の拡大【小 H22 49.8%→H28 70%】

【中 H22 33.9%→H28 60%】

・学校図書館情報データベース化の促進

・教職員等の学校図書館活用力の向上

・官学民からなる「高知県子ども読書活動推進協議会」設置

・市町村子ども読書活動推進計画策定への支援

・教材開発や制度的充実に向けた調査研究の推進

・「子ども読書の日」等に読書活動推進のための広報・啓発

・各校の学校経営計画や教育計画へ位置付け、各教科、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の組織的、計画的な活用の推進

・学校図書館教育推進教諭による学校図書館の授業における活用方法、読書活動の促進方策、学校図書館担当者の在り方等の実践研究の推進

・研究成果の冊子やデータ化による学校への普及啓発

・教職員研修等による指導力向上

・専門性や幅広い視野を身につけるためのキャリア教育に位置付けた読書活動の推進

・生徒の多様な必要性（悩みや興味関心、専門的知識等）に応える学校図書館担当職員による情報提供の促進

・市町村立図書館への専門職員（司書）の配置の促進

・公立図書館のない13 町村と読書環境の厳しい地域がある4 市町に子どもの読書活動支援員の配置に努める

・県内をブロックに分け、市町村立図書館や学校図書館の支援を行う、市町村支援担当職員を県立図書館に配置

・教育センターの年次研修等において、学校図書館や図書資料の活用ができる教職員を増やす

・管理職に対しては、管理職研修等を通して、学習・情報センター機能をもつ学校図書館の整備と組織的活用促進

・PDCA サイクルに基づいた総合的な推進

・進捗状況の把握、点検・評価を行う

・改善に向けた今後の取組の方向性を示す

第二次高知県子ども読書活動推進計画」(概要版)

1. 子どもの読書活動の課題

平成 18 年 11 月に策定した第一次計画に基づきこれまで取組を進めてきたが、子ども読書を推進するためには、主に次の課題がある。

1 学校外での自発的な読書活動が進んでいないこと

【H22 学校外での読書時間 1 日 10 分未満：小学 4 割・中学 5 割】

2 県内の子どもの読書環境が脆弱であること

- ① 公立図書館未設置町村が 13 町村あるなど、県内の読書環境に地域間格差があること
- ② 公立図書館の多くで、資料購入費が全国最低クラスであり、司書を含めた専任職員も少ないこと
- ③ 学校図書館の図書の実質が求められているが、学校図書館図書標準を達成している学校が全国平均に満たないこと
- ④ 学校図書館で本を手渡す人材が少ないこと
- ⑤ 読書活動に係る専門職員の資質向上と学校図書館支援員の組織的活用、読書ボランティア等の人材の育成が十分図れていないこと
- ⑥ 本県の大人の読書活動は、約半数が月に 1 冊も読まない等、読書に対する意識が低いこと

3 市町村の子ども読書活動推進計画の策定が進んでおらず、総合的・計画的な取組が弱いこと

【H22 未策定市町村：23 市町村（策定率：32.4%）】

4 一次計画は、数値目標などを含め県の取組と責任が明確でなかったこと など

2. 見直しの概要

第一次計画の成果と課題を踏まえ、第二次計画では子どもの読書活動を推進するために、

- ・家庭、地域、学校役割を明確化
- ・子どもが読書に親しむための機会の提供と環境整備のための県の取組を明確化
- ・具体的な達成目標を掲げ、PDCA サイクルに基づき進捗状況を管理する仕組みづくり

などの見直しを行った。

第 2 章. 基本的な考え方

基本目標を達成するために、3 つの基本方針を定め、具体的な取組と個々の達成目標を明らかにする。

I. 基本目標

高知県で育つすべての子どもに読書の習慣を定着させ、読書の質を高めることで、豊かな心と感性を醸成し、考える力や表現力を身に付けるとともに、人との絆を育んでいきます。

そのために、次のことを目標として取り組みます。

○子どもの発達段階に応じた自主的な読書活動へのいざない

○あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境づくり

II. 基本方針

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、市町村、民間団体等との連携を図りながら、読書に親しむ機会を提供する。

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

県立図書館による市町村立図書館等への支援や学校図書館の図書の実質等を推進するとともに、子どもが親しみやすい図書室の整備やそれを支える人材の確保に努める。

III. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

官学民で構成する「高知県子ども読書活動推進協議会」を設置し、PDCA サイクルに基づき、計画を総合的に推進する。また、読書活動の意義や重要性について広く普及、啓発し、社会的機運の醸成を図る。

III. 計画期間

計画期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とする。

第3章. 第二次計画の具体的方策

I. 子どもを自主的な読書活動へいざなうために

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

- (1) 子どもの読書習慣の定着を図るための活動の推進
 - ・学校や高知県保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会と連携し、「早ね早おき朝ごはん」運動の柱の1つに読書活動の推進を位置付ける
- (2) 乳幼児健診時における本と出会う場づくりの推進
 - ・乳幼児健診時に公立図書館や子育て支援関係の部局と連携・協力し、読み聞かせの実施や講話及び絵本紹介図書リスト「絵本おはなし宝箱」を配布

【ブックスタート事業等の実施市町村の割合 H22 64.7%→H28 100%】

2. 地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 県立図書館による読書活動の推進
 - ・児童図書の直接貸出冊数の増加【H22 28,013 冊(県)→H28 280,000 冊(県・高知市)】
 - ・レファレンス・サービスの充実

【児童レファレンス件数 H22 2,019 件→H28 4,000 件】
- (2) 市町村図書館等による読書活動の推進
 - ・定期的なおはなし会の実施や読書活動啓発イベントの実施
- (3) 民間団体・読書ボランティア等による読書活動の推進
 - ・県内の家庭文庫・地域文庫や民間団体・読書ボランティア等への支援及び相互協力、連携による各種行事の開催

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

- (1) 保育所・幼稚園等における読書活動の推進
 - ・読み聞かせの推進
 - ・保護者に対して読み聞かせの大切さを啓発するための職員に対する園内研修の充実

【保護者・図書館・ボランティア等の連携 H22 64.3%→H28 100%】
- (2) 小学校・中学校における読書活動の推進
 - ・学校図書館の組織的、計画的な活用の推進
 - ・学校図書館活動推進校における研究開発及び教育センター研修等による成果の普及

【読書好きの割合 小 H22 74.7%→H28 90%】
【中 H22 71.4%→H28 90%】
【学校外での読書時間 10 分以上の割合 小 H22 60.3%→H28 70%】
【中 H22 49.3%→H28 70%】
【学校図書館を活用した授業の計画的実施率 小 H22 54.9%→H28 70%】
【中 H22 7.0%→H28 70%】

 - ・家庭における読書推進の呼びかけ
- (3) 高等学校における読書活動の推進
 - ・学校図書館の組織的、計画的な活用の推進
 - ・生徒の悩みや興味関心、専門知識等に応える情報発信の推進
 - ・キャリア教育に位置付けた読書活動の推進
 - ・生徒の自主的な読書活動推進

【生徒の週 1 回以上の図書館利用率 H22 17.5%→H28 50%】
- (4) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進
 - ・一人一人の実態に応じた読書活動や読書指導の充実

【全ての特別支援学校で読書週間の設定 H22 12.5%→H28 100%】

II. 子どもの読書活動を支える環境を整備するために

1. 公立図書館等の機能の充実

- (1) 公立図書館等の機能の充実（県立図書館の取組）
 - ・市町村支援用図書の充実
 - ・団体貸出、長期一括貸出の活性化【団体貸出冊数 H22 37,367 冊→H28 75,000 冊】
 - ・物流システムの拡充【H23 週 2 回→H28 開館日は毎日】

- (2) 市町村立図書館等への司書及び支援員等の配置の充実
 - ・市町村立図書館の専任職員としての司書の充実を働きかけ
 - ・県内をブロックに分け、市町村立図書館や学校図書館に対して支援を行う、市町村支援担当職員の配置
 - ・公立図書館のない 13 町村及び読書環境の厳しい地域がある 4 市町に、子どもの読書活動支援員を配置するよう努める

2. 学校図書館等の機能の充実

- (1) 学校図書館等における図書及び読書環境の充実
 - ・保育所、幼稚園等における絵本スペース、絵本等の設置
 - ・学校図書館図書標準達成校数の拡大、整備の推進【小 H22 49.8%→H28 70%】
【中 H22 33.9%→H28 60%】
 - ・「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実
【図書館情報データベース化 小 H22 22.7%→H28 50%】
【中 H22 19.1%→H28 50%】
【高 H22 50.0%→H28 100%】
 - ・録音図書、デジタル図書の充実
 - ・公立図書館との連携・交流の推進
【小 H22 73.3%→H28 95%】 【中 H22 42.6%→H28 65%】
【高 H23 22.9%→H28 60%】 【特支 H22 25%→H28 85%】
- (2) 学校図書館への司書教諭や支援員の配置の充実
 - ・司書教諭と連携して児童生徒と本とつなぐ、学校図書館支援員の配置の充実
 - ・学校図書館活動の活性化を図る推進教諭の配置
 - ・高等学校における司書教諭又は学校図書館担当職員の配置【H22 91.7%→H28 100%】

3. 子どもの読書活動推進のための人材育成

- (1) 子どもの読書活動推進のための人材育成
 - ・県立図書館による市町村立図書館職員への研修の充実
 - ・教職員等の学校図書館活用力の向上（学校図書館担当教職員スキルアップ研修、SLA との共催研修、年次研修、管理職研修等）
 - ・読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う読書ボランティアの育成及び資質の向上、組織化、活動案内による活動の活発化【読書ボランティア受講者 110 人／年】

Ⅲ. 子どもの読書活動を総合的に推進するために

1. 推進体制の確立

- (1) 「高知県子ども読書活動推進協議会」の設置
 - ・第二次計画を総合的かつ計画的に推進するために、高知県子ども読書活動推進協議会を設置し、進捗状況の把握、点検・評価を行い、PDCA サイクルに基づく取組の推進
- (2) 市町村における子どもの読書活動の推進
 - ・子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するために、地域の特色に応じた子どもの読書活動推進計画の策定を支援【H22 32.4%→H28 100%】
- (3) 子どもの読書活動を推進するための調査研究
 - ・教材開発や制度的充実を図るための調査研究の実施

2. 推進のための広報・啓発、情報の収集と提供

- (1) 「子ども読書の日」等の啓発
 - ・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「秋の読書週間」「志（こころざし）・とさ学びの日」に、読書の重要性について県民への啓発及び催しの開催
【「子ども読書の日」に関する取組実施率 H22 64.7%→H28 100%】
- (2) 優れた取組の奨励、普及、啓発
 - ・文部科学大臣表彰を活用した優れた取組の奨励

3. 評価

以上の計画について、高知県子ども読書活動推進協議会が年度ごとに評価を行う。

4. 財政上の措置

県は本計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次高知県子ども読書活動推進計画

発行日：平成23年10月

編集・発行：高知県教育委員会事務局
生涯学習課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL：088-821-4629

FAX：088-821-4505

E-mail：310401@ken.pref.kochi.lg.jp